

〔研究論文〕

メランヒトンのキケロー受容過程

菱刈晃夫

本稿では、メランヒトンがキケローを日ごろの大学での講義の中で、どのようにとりあげていたのか、その受容の過程を明らかにする。

とりわけ彼が繰り返し取り組んだ著作『義務について』（De officiis）のスコリア（欄外注）から、彼のキケロー理解の詳細に分け入ってみたい。その後、こうした古典注解とあわせてメランヒトンが取り組んだ聖書注解から、とくに『ローマの信徒への手紙注解』を重ね合わせ、彼の「自然の光」説と自然法思想の特質を、さらに浮き彫りにする。

キーワード：自然の光 キケロー 義務について ローマの信徒への手紙注解
自然法 生得観念 萌芽 人間性

はじめに

前稿では『ロキ』を中心に、メランヒトンにおける「自然の光」および「生得観念」が主にキケローから受容され、彼の自然法思想が形成されていくプロセスの一部をたどった^{*1}。ところでメランヒトンはキケローを、日ごろ大学での講義の中で、どのように取り上げていたのであろうか。

本稿では、まずはメランヒトンにおけるキケローとの取り組みの概略を明らかにしたうえで、彼が繰り返し取り組んだ著作『義務について』（De officiis）のスコリア（欄外注）から、彼のキケロー理解の詳細に分け入ってみたい。その後、こうした古典注解とあわせてメランヒトンが取り組んだ聖書注解から、とくに『ローマの信徒への手紙注解』を重ね合わせ、彼の「自然の光」説と自然法思想の特

*1 拙稿「メランヒトン『神学要覧』における自然法思想の変遷」国士館大学文学部編『国士館人文学』13号（通巻55号）所収、2023年、19-36頁。

質を、さらに浮き彫りにしよう。

1 節 メランヒトンのキケロー講義

まずハートフェルダーによるメランヒトンの講義記録からキケローに関するものを年代順に抽出してみる^{*2}。

- ① 1512-1518 年 テュービンゲンにて、ウェルギリウス、テレンティウス、キケローそしてリウィウスの 6 冊について(Cf. CR10, 297)
- ② 1524 年 『弁論家について』、『ミロー弁護』
- ③ 1524 年 『義務について』(Cf. CR10, 492)
- ④ 1528 年 『弁論家について』(Cf. CR10, 530)
- ⑤ 1529 あるいは 1530 年 『弁論家について』、『アルキアース弁護』について
- ⑥ 1530 年 『ピーソー弾劾』(CR16, 1261-1266)
- ⑦ 1531 年 『カエリウス弁護』(CR16,1107-1122)、『スッラ弁護』(CR16,1147-1186)
- ⑧ 1531 年 『ピリッピカ』(CR16, 1289-1294)
- ⑨ 1532 年 『リガーリウス弁護』(CR16, 1205-1218)
- ⑩ 1533 年 『ミロー弁護』
- ⑪ 1533 年 『デーイオタルス弁護』(CR16, 1219-1240)、『ラビリウス弁護』(CR16, 1241-1244)、『セスティウス弁護』(CR16, 1245-1260)、『ピリッピカ』(CR16, 1267-1288)
- ⑫ 1534 年 弁証法とキケローの演説について
- ⑬ 1534 年 『義務について』
- ⑭ 1535 年 『弁論家について』(第 3 卷)
- ⑮ 1535 年 『ミロー弁護』
- ⑯ 1536 年 『弁論家について』(第 3 卷)
- ⑰ 1542 年 『弁論家について』
- ⑱ 1542 年 弁証法
- ⑲ 1542 年 『ムーレーナー弁護』
- ⑳ 1545 年 『弁論家について』
- ㉑ 1549 年 『ムーレーナー弁護』
- ㉒ 1555 年 『義務について』

*2 Hartfelder, Karl : Philipp Melanchthon als Praeceptor Germaniae. Berlin 1889. S.553-566. Claus, Helmut : Melanchthon-Bibliographie 1510-1560. 4Bde. Gütersloh 2014. Bd.4. S.2480-2496. には、今のところ確認されている、メランヒトンによるキケロー関連著作が網羅されている。

②③不明 『トゥスクルム荘対談集』

②④不明 『ミロー弁護』

あくまでも明確な記録として残っているものだけでも 24 を数えることになるが、中でも繰り返し取り上げている著作として、下線部の『義務について』があげられる。同じく、頻繁に取り上げられたものとしては『弁論家について』があげられる。『義務について』の講義メモともなるスコリアは、さまざまな年代のバージョンを総合したものが CR16 の 633-679 に収録されているので^{*3}、主に「自然の光」や「生得観念」に関する箇所を中心に、次節で詳しく見ることにする。

メランヒトンの講義記録からは、キケローのような古典作品とならんで聖書の注解が、その間隙を隈なく埋めていることがわかる。たとえば 1518 年、ヴィッテンベルクに赴任した年には、ホメロスと共にパウロのテトスへの手紙が取り上げられている^{*4}。ギリシア語教授として招かれたメランヒトンがギリシア語のテキストを講義で取り上げるのはもともとであるが、1519 年にはヘブライ語についても講義し、詩編も取り上げている^{*5}。そしてプルタルコスやイリアス、そして夏にはローマの信徒への手紙、12 月の終わりにはマタイによる福音書^{*6}、1520 年にはプリニウスの自然誌、そしてローマの信徒への手紙、1521 年にはさらにローマの信徒への手紙、コリントの信徒への手紙、ルキアノスや弁証法に修辞学、コロサイの信徒への手紙、コリントの信徒への手紙二と続く^{*7}。

このように古典注解と聖書注解は、メランヒトン思想全体および人間学にとって必要不可欠の二源泉となっている。中でもローマの信徒への手紙はロキの素地を形成し、メランヒトンにとっては重要なテキストであった。それはルターとも軌を一にする。同じくローマの信徒への手紙注解については、主に「自然の光」や「生得観念」に関する箇所を中心に、3 節で詳しく扱うことにする。

さてメランヒトンがアリストテレスとならんで特にキケローを好んだ理由はどこにあったのか。すでにアリストテレスについては述べたので^{*8}、キケローにつ

*3 In Primum Ciceronis Librum d Officiis から始まる。オリジナルとしては 1525 年にハーゲナウで出版されたものからの膨大な版のリストが、上記クラウスのビブリオグラフィ 2483-2485 ページにリストアップされている。

*4 Ibid., S.555.

*5 Ibid.

*6 Ibid., S.556.

*7 Ibid., S.556f.

*8 拙著『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』成文堂、2018年、171頁以下、262頁等、参照。

いて再確認しておきたい。また『義務について』が最初に取り上げられたとされる 1524 年という時代にも着目しなければならない。

ルターによるアリストテレスへの批判もあり、ヴィッテンベルクに赴任当初のメランヒトンもまた、1524 年春よりアリストテレスに代わりキケローに関する講義を開始する。取り上げられた一つが『義務について』であった^{*9}。以後メランヒトンのキケローに対する賞賛、とりわけ道徳哲学つまり倫理学における価値については変わることなく高く評価され、このキケローの義務論についても繰り返し講義されている。結果として、そのスコリアも 1525 年以降たびたび出版されている^{*10}。そこで『キケロー義務論への序言』(Praefatio in officia Ciceronis, 1534) には、メランヒトンがキケローを重宝する理由が簡潔に述べられている^{*11}。特に市民道徳に関する内容について福音とは別に、これがキリスト者のみならず、すべての人々にとって人間性(humanitas)の基礎すなわち教養を形成するうえでも有効な教材であることが示されている。その言葉通り、すでに何度も触れているように^{*12}、メランヒトンによるカリキュラムには、もれなくキケローの著作が含まれることになった。ポイントは次の点にある。

ところで、このキケローの著作は道徳哲学と関わっている。なぜなら徳の定義を含み、そのうえ市民道徳に関する多くの教え〔規則〕が加えられているから。さらにこの多くは演説スタイルの部分から、演説の庶民的なジャンルから成り立っている。それは、これを理解して、共同生活の中で人々が与えられた習慣によって模倣できるようにするためである。というのも無味乾燥な議論、ちょうどアリストテレスの著作の中にあるような、そうしたものはいわば自由人にふさわしい教えを含んではいるが、やや曖昧でほとんど故意に未経験の理解や判断により〔日常の生活からは〕遠く離れている。〔それに対して〕これらキケローの定義は容易に理解されるもので、毎日の生活の用途に適用される。さらにここで明らかにされているのは、すべての人々にとって何らかの道徳に関する教えや徳の定義が必要であるということであ

*9 Cf. Kuropka, Nicole : Philipp Melanchthon. Wissenschaft und Gesellschaft. Ein Gelehrter im Dienst der Kirche(1526-1532). Tübingen 2002. S.27-29. Hartfelder, op. cit., S.557.

*10 Claus, op. cit., S.2483-2485.

*11 拙訳「メランヒトン『キケロー義務論への助言』(1534年)翻訳」国士舘大学初等教育学会編『初等教育論集』22号所収、2021年、96-101頁、参照。

*12 さしあたり拙著『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』成文堂、2018年、92頁以下、参照。

る。それは私たちの道徳において、また人間の取引の判断において、何がふさわしく、何がふさわしくないか、何が正しく、何が不正に行われたか、理解できるようになるためである。ゆえに、すべての判断やすべての取引において私たちが従うような徳の形や像を保つことが必要である。特にこうした教えはもともと人間性〔教養〕(humanitas)と呼ばれている。これは正しく市民として生きる規則〔方法〕をすべての時代の人たちに明らかにしている。これを知らない者は、獣〔人間性を欠いた畜生〕からほとんど隔たっていない〔まるで獣である〕^{*13}。

このようにメランヒトンはキケローをアリストテレスとは区別して、とりわけ具体的な市民生活上の道徳的判断や習慣、すなわちフマニタスにふさわしい、人間性を備えた生活(vita)と直結する教材として高く評価していたことがわかる。むしろ一方で道徳の理論的考察にとって一理論哲学として一アリストテレスは必要不可欠である。が、他方でキケローは道徳の実践や判断にとって一実践哲学として一直に役立つ多くの具体的な知恵や実例を与えてくれる。『義務について』と同じく『弁論家について』(De oratore)も頻繁に取り上げるメランヒトンにとって、むしろ修辭学的にも弁証学的にもその価値は大きい。ともかくキケローの作品はトータルな人間性陶冶のための、貴重な教材に他ならなかったのである。

このような教育的意味を持つキケローの著作は、ルターがヴァルトブルク城にかくまわれた後、ヴィッテンベルクで始まる動乱、熱狂者や心霊主義者との対決、農民戦争を経て、ザクセン領内の巡察へと続く波乱の時期の、まさに最中で取り上げられている。メランヒトンが、ルターによって良くも悪くも混乱に陥った現実社会を、新しい安定と秩序に向けて必死に努力する様子については、すでに詳述した^{*14}。この世に生きている限り、私たちは信仰という、人間の心の内的世界における出来事や事実とは区別されて、現実の社会生活を日常的に送らなければならない。いわば身体という、人間の外的な具体的事物の安定的な維持、すなわち日常生活を抜きにして、信仰だけを抽象的に取り出したり、これを維持したりできるわけではない。つまり人間性を基礎とした、良識ある日常的生活や習慣、すなわち道徳がなければ、善行という実をもたらず、真に有意義な信仰も成立し

*13 拙訳前掲、98-99頁。下線引用者。

*14 平成31年度科学研究費助成金(基盤研究C、課題番号19K00112「メランヒトンのカテキズムに関する研究」)による一連の成果、拙稿「メランヒトンとアグリコラーカテキズムをめぐって」国士館大学人文学会編『国士館人文学』10号(通巻52号)所収、2020年、21-45頁、同「メランヒトン『巡察指導書』の背景と内容一法の価値と自由意志を強調する理由」国士館大学人文学会編『国士館人文学』11号(通巻53号)所収、2021年、99-121頁、参照。

がたいのである。そこで私たちのフマニタスを形成する根本構成因としてあげられたのが、「自然の光」や「生得観念」に基づく自然法の考えであった。これらが人間のモラルの土台を形づくるのである。この道徳という、人間の土台形成—フマニタスの基礎陶冶—にとってもっともふさわしい教材とされたのが、まさにキケローの著作であり、とりわけ『義務について』だった。次に、このトピックに関するメランヒトンの注解を見てみよう。

2 節 『義務について』スコリアより

キケローは人間という動物、あるいは生物にとって極めて当たり前といえるような前提認識から思索を開始する。『義務について』第1巻4章11節のテキストは以下である。

そもそも自然があらゆる種類の生物に授けた性質として、生けるものはみな自己の生命と身体を守り、害になると思われるものは避け、生きるために必要であるものすべて、たとえば、食物、住処といった類のものを探して用意する。同様にすべての生き物に共通するのが生殖を目的とした交接への欲求であり、生まれてきたものに対してもつ愛着である。しかし、人間と獣では次の点をもっとも違っている。獣は、感覚が利く範囲にかぎって、ただその場所その時間にあるものだけに働きかけ、過去あるいは未来をほとんど感得しえない。ところが人間は、理性を持ち合わせているので、理性の目で予想される結果を捉え、物事の原因を見きわめる。諸事の先駆け、いわば前触れを理解し、類似物を比較、現在の事柄を未来の事柄とつなぎ合わせ、結び合わせる。人生全体の行程を容易に見通して、一生を送るに必要なものを準備する^{*15}。

①自己保存と②生殖、そして③子どもや生き物への自然の愛情、こうしたものがあらゆる生物の基本的欲求となるが、人間は理性を備えることにより、さまざまな思考と行動が可能となる。この部分に関するメランヒトンの注解は以下である。

生き物という類の基礎。最初の議論で有用なのは、人間の精神〔心〕に生まれつきの徳の萌芽はどのようなものなのか。そうした萌芽は他に自然法と言われているし、何らかの先取観念でもある。つまりこれは、見解であり、そ

*15 『キケロー選集9』岩波書店、1999年、134頁。

れを私たちは教え〔教えられること〕なしに自然から〔生まれつき〕保持している。道徳に関して、誰も傷つけないこと、子ども〔後裔〕や私たちの信頼に委ねられた者たちの面倒を見ること、働きすぎたり自然な贅沢によって台無しにしたりするのではなく、言葉や行動、すべての生活において中庸〔節度〕を保つことである*16。

人間という生物あるいは動物の精神や心 (*animus*)には生まれつきの自然より「徳の萌芽(種、根源)」(*innata semina*)が内蔵されていて、それは自然法でもあり「先取観念」つまりプロレープシスである、とメランヒトン¹⁶は記している。あるいは「生得観念」と言ってもよい。これは教えられる必要はなく (*sine doctore*)、誰もが生まれつき当たり前のこととして賛同する見解 (*opinionones*)である。それは特に道徳について (*de moribus*)言えることである。ここでは平和や教育や節度といったものがあげられている。とりわけメランヒトンにとって教育はキケローの義務論というテキストをベースにしても、やはり自然に適った行いとして基礎づけられていることもわかる。それはまさに「義務」でもある。続けて『義務について』12節のテキストは以下である。

自然はまた、理性の力によって、人と人とを結び合わせて言葉と人生をともにする関係を作り出す。わけても、生まれてきた子供たちへのある特別な愛を生じさせる*17。

子どもに対する自然の愛もしくは愛情、人と人とのつながりや社会の形成、そしてこうしたものの保持などについてキケローはあげるが、それをメランヒトンは「正義の萌芽」(*iustitiae semina*)と記している*18。続けて13節のテキストは以下である。

とりわけて人間の本領は真実の探求と追究である。そこで、やらねばならない仕事や気がかりを免れているとき、われわれはなにかを見聞して知識を増やすことを熱望し、闇に隠れたようなことでも驚きに打たれるようなことで

*16 CR16, 636. *Corpus Reformatorum*. Bde.1-28 : Philippi Melancthonis opera quae supersunt omnia. hg. v. Karl Gottlieb Bretschneider und Heinlich Ernst Bindseil. Halle/Braunschweig 1834-1860. CRの略号で示し、以下巻、頁の順で表示する。下線引用者。

*17 前掲『キケロー選集9』、134頁。

*18 CR16, 637.

も万物を認識することが幸福に生きるために必要だと考える^{*19}。

人間が生来的に知識欲を備えているとキケローは言うが、それをメランヒトンは「知恵の萌芽」(prudentiae semina)、そして「勇敢の萌芽」(fortitudinis semina)と記している^{*20}。続けて 14 節のテキストは以下である。

この(人間という)動物だけが、秩序とは何か、均整美とは何か、行為と言動について許される限度がどこにあるかを感得する^{*21}。

他の動物は単に知覚するだけで、そこに人間のように調和や美や感動を感じることはないとキケローは言うが、それをメランヒトンは「自制の萌芽」(modestiae semina)と記している^{*22}。

以上、端的に『義務について』第 1 卷 4 章のスコリアから、メランヒトンが人間の自然本性に元より備わる、さまざまな「徳の萌芽」を列挙してみた。これらは人間存在に最初から内在する、道徳の基礎となる根源(semen)である。すなわち正義、知恵、勇敢、自制といった、人類の自己保存と維持、さらに発展に必要な不可欠な萌芽であり種であるが、こうした種そのものはすでに人間の本性に生まれつき蒔かれている、と見なすのがメランヒトンである。換言すれば、これらこそが自然法であり「生得観念」である。

3 節 『ローマの信徒への手紙注解』より

キケローからの古典注解とならんでメランヒトンが常にもう一つの拠り所とするのは、むろん聖書注解である。既述したように^{*23}、一方は人文学者としてのメランヒトンであり、他方は神学者としてのメランヒトンである。この両者を統合したところにも人文学者であり神学者でもあるメランヒトンの、組織的な記述や思想および活動が成立している。とりわけ自然法や「生得観念」については、メランヒトンがヴィッテンベルクに来た当初から取り組んだ『ローマの信徒への手紙』2 章 14 節から 16 節の注解に着目しなければならない。テキストは以下である。

*19 前掲『キケロー選集 9』、135 頁。

*20 CR16, 637.

*21 前掲『キケロー選集 9』、135 頁。

*22 CR16, 637.

*23 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』、23 頁、参照。

たとえ律法を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行えば、律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです。こういう人々は、律法の命じる行いがその心に記されていることを示しています。彼らの良心がこれを証しています。また、互いに告発したり弁護したりする彼らの議論も、証しています。このことは、私の福音によれば、神が人々の隠れた事柄をキリスト・イエスを通して裁かれる日に、明らかになるでしょう^{*24}。

このテキストについてメランヒトンは以下のような注解を残している。

それどころか異邦人でさえ律法を持っていた。これは、高潔なものと醜悪なものとを区別する 道徳に関する自然の知識である。ここに再び自然法についての証言がある。そしてパウロは学殖豊かに、異邦人が律法〔法〕を持っていると論じ、と同時に自然法が何であることを明らかにする。彼らは告発し〔罪を咎め〕そして弁護する〔言い訳する〕良心を持つ。つまり、高潔なものと醜悪なものとの区別である。ゆえに彼らは律法を持つのである。帰結は定義から知られる。というのも律法〔法〕とは特にそうした自然の知識なのであり、高潔なるものを教え、醜悪なるものを非難する〔咎める〕からである^{*25}。

端的に「法(律法)」(leges)とは「高潔なもの」(honestia)と「醜悪なもの」(turpia)とを区別する、あるいは区別できる「自然の知識」(naturalis noticia)である。これこそ自然法に他ならない。それは心の機能としては「良心」(conscientia)と呼ばれ、罪を咎めて醜悪なるもの(悪徳)を告発し、高潔なるもの(美德)を教える働きをする。さらにメランヒトンはこう述べる。

しかし私たちは入念に彼がこう言うのを考察しなければならない。彼らは自然に行う、つまり、自然の知識そして光によって。そしてパウロはこの、自然に、という言葉でそうした知識が、ちょうど目の中に光があるように、心〔精神〕の中に据えられた〔つくられた〕神のわざであることを証している。なぜなら自然にというのは、神によってつくられたものを特に意味するからである。というわけで、前に述べたように、そうした知識は真実であり、神の法なのである^{*26}。

*24 聖書協会共同訳(2018年)によった。下線引用者。

*25 CR15, 577. ここに収録されているのは1540年版である。

*26 CR15, 577-578.

ここに「自然の知識」がメランヒトンにおいて「自然の光」(lumen naturale)と同義的に扱われていることがわかる。それは人間の心あるいは精神の中につくり据えられたもの(conditum in mente)であり、まさに神の〔自然の〕わざ(opus Dei)に他ならない。換言すれば、そうした神の法は人間の心の中に自然に内在しているのである。

このように聖書におけるパウロの証言からもメランヒトンは自然法の起源を解き明かし、それが「良心」という心の機能として作動することを、ここで明確化している。「生得観念」としての「自然の知識」および「自然の光」は、まさしく神によるわざでもある。

ただしメランヒトンは、こうした自然法等に基づく道徳だけでキリスト者にとって十分としていたわけではないことは、すでにカテキズムをめぐる議論でも述べた通りである^{*27}。ここでのスコリアでもアウグスティヌスに触れて、こう続けている。律法を単に外的に実行するだけでなく、ルターが言うように、それを真に心の底から内的に成就するには、聖霊なしにはなしえない(lex non possint vere fieri sine Spiritu sancto)^{*28}からである。しかし外的に道徳的な行いは、非再生者(non renatos)でも異邦人でもユダヤ人でも可能である、とメランヒトンは言う。

なぜならまず自然にというのは主として自然の知識を意味するからである。というのもパウロは、知識について、判断について論じているからである。次に非再生者でも、自然の〔生来の〕力によって律法の外的な行いができるし、規律あるいは市民的な行いを果たすことができるのは明らかである。ここでパウロにとって、異邦人が高潔なものと醜悪なものとの区別を理解していることを示して、それで十分なのである。これは〔彼らにとっての〕規律を明らかにしているわけであり、それゆえに彼らが法を持っている、と論じることになるのである。それゆえに彼は外的な行いをするについて、規律について語っているのであり、確かにユダヤ人や異邦人と比べているのである。ユダヤ人がモーセの律法から成し遂げたのとちょうど同じくらい、異邦人が自然法から好結果を得たことを、彼は意味している^{*29}。

律法の外的な行い(externa legis opera)や規律(disciplina)や市民的な行い(civilia opera)についてなら、要するに全人類が自然に(natura)高潔なものと醜悪なもの

*27 拙稿「メランヒトン「カテキズム」の特徴と展開」 国士舘大学大学院人文科学研究科編『国士舘人文科学論集』4号、2023年、1-17頁、参照。

*28 CR15, 578.

*29 CR15, 578.

との区別としての「自然の知識」や「自然の光」、つまり自然法を生まれつき具備している。このことをパウロは示すと同時に、次にそれだけではキリスト者にとっては不十分である、と続ける。それはメランヒトンにとっても同様の見解であった。

なぜなら律法によって神の前で異邦人たちが義であったとパウロは言っていないからである。しかし両者とも外的な市民的行いを行ったということを示している^{*30}。

「神の前」(coram Deo)での正しさ(義)(iustus)という視点こそ、ルターならびにメランヒトンの人間学にとって、とりわけカテキズムによる教育の中では極めて重要なポイントであるが、しかしまずはフマニタスの基礎陶冶において、この点はまだ考慮に入れなくてよい。こうしてメランヒトンはクリスチャンではないが、一般的な人間性において有徳な人物の実例を次にあげる。

もっとも美しい徳で秀でていたのは、ファビウス、スキピオ、アッティクス、そしてその他の非常に多くの人々であった。そして彼らはすべての義務において、もっとも勇敢な規律や入念さでも、多くの秀でたユダヤ人を上回っていた。そこでパウロは、異邦人が法〔自然法〕を持つ、と論じたのである。つまり、道徳に関する自然の知識を持つ、と。〔ただし〕この比較から当然の結果として、そうした規律のゆえに神の前で誰かが義であるとは決してならない^{*31}。

このようにメランヒトンにとって人間性の基礎陶冶や、その起源もしくは萌芽の基礎づけと、またキリスト者としての「神の前」での在り方や生き方、さらにカテキズム的な教育とは明確に区別されていたことが、ここでも再確認されている。しかしながらメランヒトンにとって、この両方は、彼がイメージする人間の、全人的(トータルな)教育にとって不可欠と考えられていたのであった。

おわりに

キケローの『義務について』および聖書より『ローマの信徒への手紙注解』等に、メランヒトンの中に「自然の光」説と自然法思想が根づく原テキストを少し

*30 CR15, 578.

*31 CR15, 578.

詳しく見てきた。古典注解と聖書注解という二つの泉からメランヒトンが、「自然の光」説や自然法思想を確かなものとして構築していく様子が、少し明らかとなったであろう。これは哲学的にも神学的にも基礎づけられる特質を有する説であり思想なのであった。

だが残念なことに、キケローにおいて「自然の光」説は『トゥスクルム荘対談集』に銘記されているにもかかわらず^{*32}、また講義の日付不明の記録はあるにもかかわらず、クラウドによる文献一覧を見ても、この著作に関するメランヒトンのスコリア等は見当たらない。

むろん『義務について』へのメランヒトンの熱心な取り組みは、ビブリオグラフィを一瞥するだけで一目瞭然である^{*33}。またアリストテレスについてもメランヒトンはこれを講義で詳しく取り上げている^{*34}。フマニタスの土台を形成もしくは教育するに当たって、この両者は絶好の教材ともなるのであって、特にキケローはその具体性において勝っていたのであった。『コロサイの信徒への手紙注解』（1527年）では、こう述べられている。

人間の自然本性の入念な考察の後に哲学者はその規則の根拠を探究し、秩序に従って徳の種類を描き出す。ちょうどキケローが『義務について』、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』の中で、これを行ったのを私たちは見いだす。しかし、それらの知識がどれほど道徳にとって役立つことか。それには素晴らしいものがある。それはあらゆる共同生活において、どれほどふさわしく関係のあることか。国家の事柄を処理するために、司法権を行使するのに、そして他の多くの人間に関わる仕事をするのに、これを獲得している主人は、さらにふさわしいであろう。これとは反対に、こうした学問によって訓練されていない者には、人でなしの獣から多くは隔たっていないだろうと思われるような、そうした道徳が生じてくることだろう。というのも耕地は、もし耕されもせず種を蒔かれもしなければ、ちょうどやせてしまうか、もしくは無用の雑草が茂ってしまうように、同じく人間の精神も教え〔学問〕によって駆り立てられ〔高められ〕刺激され〔練習され〕なければ、墮落した習慣によってより鈍くなるだけでなく、全く台無しにされてしまうからである^{*35}。

*32 拙稿前掲「メランヒトン『神学要覧』における自然法思想の変遷」、20頁以下、参照。

*33 Claus, op.cit., S.2483-2485.

*34 拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』、262頁、参照。

*35 拙訳「メランヒトン『コロサイの信徒への手紙注解』（1527年）より2章8節部分」国士館大学初等教育学会編『初等教育論集』21号所収、2020年、93-94頁。下線引用者。

今日風にごく一般的に換言すれば、自由学芸(リベラル・アーツ)による人間性の陶冶なくして、次に「神の前」での信仰の生成もありえない、とでもいえようか。まずはフマニタスの基礎陶冶こそが、メランヒトンにとっては重要だったのである。

さてメランヒトンがキケローを受容して発展させた思想の要素として、ムントは三つあげている^{*36}。一つ目は、これまでも見てきた「自然の知識」についてであり、これは(既述した)ロキの中でもたどることができる。二つ目は、自由意志論であるが、これは『道徳哲学概要』に見いだされる^{*37}。三つ目は、アリストテレス由来のエンテレキー概念であるが、これは『魂についての書』に見いだされる^{*38}。いずれについても稿を改めるとし、今後その内実を詳しく明らかにしていこう。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP22K00110 の助成を受けたものです。

(ひしかり てるお・教授)

*36 Mundt, Felix : Melanchthon und Cicero. Facetten des Eklektizismus am Beispiel der Seelenlehre. In : Der Philosoph Melanchthon. hg. v. Günter Frank u. Felix Mundt. Berlin 2012. S.155ff.

*37 Ibid., S.155.

*38 Ibid.